

資料 2

令和 7 年度 社会福祉法人草加会 事業計画書

社会福祉法人 草 加 会
特別養護老人ホーム草加園
ショートステイ事業草加園
生計困難者相談支援事業所
ホームヘルプサービス事業草加園
居宅介護支援センター草加園
草加安行地域包括支援センター

社会福祉法人 草加会 基本方針

社会福祉法人草加会は、老人福祉の基本理念に基づき、利用者一人ひとりの自由と人権とプライバシーを守り、安心して楽しく生きがいのある日々を過ごしていただきながら、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援に努める。

事業運営方針

当法人は、次の方針を掲げ、地域社会に対して十分な社会的貢献をとおして、社会福祉法人としての存在意義を立証していく。

- 1 定款、現況報告書、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準等の法人情報及び経営情報の開示と各種事業について、サービス利用や雇用促進等につながる情報発信を行う。
- 2 従来型の特別養護老人ホーム92床を基軸として事業展開し、信頼される社会福祉法人として地域福祉に貢献をする。
- 3 各種介護事業は、それぞれが設定する目標稼動を目指し、利用者のニーズに応じたサービス提供と経営の安定化を図る。
- 4 様々な感染症や大規模災害に対し、業務継続計画を基に安全な介護サービスの提供に努める。

特に災害時においては、防災備蓄倉庫（希望の家）、災害用連絡ツール（埼玉県情報収集アプリ「アピカ」）の活用、更には施設間の相互支援協定を活用しながら地域の防災拠点としての機能を果たす。

- 5 ICT化、介護ロボットを活用し、日常業務の負担軽減と効率化を図る。
- 6 地域のニーズを把握し、社会福祉法人としての公益的な活動を実践する。
 - (1) 生計困難者に対する相談及び経済的支援の継続
 - (2) 就労に課題を抱える方々に対する就労支援の継続
 - (3) 買い物に支障がある方への買い物支援の継続
 - (4) 低所得者世帯の小中学生に対する学習支援・こども食堂の実施
- 7 外国人雇用を促進し、人材の充実と資格取得支援によりサービス向上を図る。

評議員会・理事会等の開催予定

令和7年5月 監事監査

- 1 令和6年度事業報告、令和6年度決算報告の監事監査

令和7年5月 理事会

- 1 令和6年度事業報告について
- 2 令和6年度決算報告について
- 3 評議員選任・解任委員の選任について
- 4 評議員選任候補者の推薦について
- 5 評議員選任・解任委員会の招集について
- 6 役員選任候補者の提案について
- 7 定時評議員会の招集について
- 8 理事長の業務執行状況の報告について
- 9 その他

令和7年6月 評議員選任・解任委員会

- 1 評議員の選任について

令和7年6月 定時評議員会

- 1 令和6年度事業報告について
- 2 令和6年度決算報告について
- 3 理事及び監事の選任について
- 4 その他

令和7年6月 理事会

- 1 理事長の選任について
- 2 その他

令和7年10月 理事会

- 1 理事長の業務執行状況の報告について
- 2 その他

令和8年3月 理事会

- 1 令和7年度補正予算案について
- 2 令和8年度事業計画案について
- 3 令和8年度予算案について
- 4 その他

* その他、必要に応じて評議員会、理事会及び評議員選任・解任委員会を開催する。

実施事業

(第1種社会福祉事業)

- 1 特別養護老人ホーム草加園（介護老人福祉施設）92床

(第2種社会福祉事業)

- 1 ショートステイ事業草加園（併設型短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護）10床
- 2 ホームヘルプサービス事業草加園（訪問介護及び総合事業）
- 3 生計困難者に対する相談支援事業（就労支援を含む）

(公益事業)

- 1 居宅介護支援センター草加園（居宅介護支援）
- 2 草加安行地域包括支援センター（介護予防支援）

I. 特別養護老人ホーム草加園、ショートステイ事業草加園

《特別養護老人ホーム草加園》

事業概要

定員は92名。（従来型：個室の他、2人部屋、4人部屋の多床室）

入所の受入れとしては「要介護3～5」の方であり、常時の介護を必要とされ、在宅での介護が困難な方を長期間介護する施設です。

施設サービス計画書に基づき、食事や入浴、排泄などの必要な介護を行います。また、季節の行事、クラブ活動を通して、日々の生活を楽しく穏やかに過ごして頂きます。

サービスの提供にあたっては、「思いやりの心」を持ち、介護・支援に取り組みます。

目標稼働

稼働率97%（年間延日数を32, 573日）と設定。

- ① 入所申込者の情報や意向を常に把握し、空床発生時には迅速な入所受入れに繋げられるようにする。
- ② 感染症予防、及び蔓延防止には、正しい知識を職員間で共有し、ご利用者の健康管理と共に職員は自己管理の徹底に努める。また、事故に繋がりそうな情報を職員間で情報共有することで、事故リスクの軽減を図り、ご利用者にとって安全・安心な環境をつくる。
- ③ ご利用者のプライバシーには最大限に配慮。身だしなみを清潔に保ち、居室内は、適宜の換気と整理整頓を心掛け、快適な生活環境を提供する。
- ④ ご家族に身体状況や生活の様子を適宜、報告することで良好な関係を構築する。ご利用者やご家族の要望や希望に寄り添えるよう、多職種と連携を図っていく。

«ショートステイ事業草加園（併設型）»

事業概要

定員は10名。（個室の他、2人部屋、4人部屋の多床室）

在宅で介護を受けている「要支援1～要介護5」の方で、一時的に介護ができない場合に短期間入所していただき、居宅サービス計画書に基づき、ご家族に代わって食事、入浴、排泄などの必要な支援を提供いたします。また、ご希望により送迎サービスを受けることができます。

- ① 送迎地域は、草加市内
- ② 送迎車両の運行時間は、月～金曜日 9時00分～17時00分

目標稼働

稼働率97%（年間延日数を3,541日）と設定。

- ① サービスの提供にあたっては、サービス担当者会議を通じて、ご利用者の心身の状況、置かれている環境、他の介護サービスの利用状況の把握に努め、適切なサービスを提供します。
- ② 安全な利用のために、見守りのある環境で必要なケアを提供し、ご家族などと十分な情報交換を行い、適切な処遇と事故予防に取り組む。
- ③ 利用期間中において、残存機能の活用によるADL維持向上、他者との交流による活性化など、活動意欲が向上するサービス提供に取り組む。
- ④ ご利用者へのサービスが低下しないよう、介護・看護との連携を強化し、ご利用者の思いを発信できる環境づくりに取り組む。
- ⑤ 貴重品をお預かりする際には、厳重に保管する。荷物の紛失や返却忘れがないように、荷物・薬の把握や二重チェックなどで漏れがないよう努める。
- ⑥ 新規のご利用者、またはご家族に対しては、利用期間の確認、利用前の説明などの連絡を実施し、施設でどのような生活を望むか、希望などを聞き取りし、介護・看護に情報提供ができるように努める。

- ⑦ 利用期間中の様子や心身の状況は記録に残し、職員間で共有し、ご利用者の気持ちに寄り添ったケアを行えるよう、状態把握に努め、必要に応じて助言・相談を行う。また、変化があった際には、ご家族へこまめに連絡を取り、信頼関係を構築していく。
- ⑧ ご利用者の健康状態に留意し、感染症などの蔓延防止に取り組む。
- ⑨ 利用期間中は気持ちよく生活していただくため、安全面にも留意し、居室の環境整備を徹底する。

1 《感染症予防対策について》

感染予防対策を重点課題とし取り組むことで、感染症の施設内への持ち込み・蔓延の防止に取り組む。

- ① ショートステイ利用の当日、ご家族などにご利用者の体温を測定していただくと共に、ご自宅での健康状態について協力いただき、担当職員が送迎での訪問時にも、ご利用者の体温を測定する。いずれかの測定においても、体温が37.0°C以上の場合には、ショートステイの利用を可能な限り控えていただくことで、施設内に「持ち込まない対策」の徹底を図る。
- ② 送迎対応について、従来通り臨機応変に実施すると共に、送迎毎の車内消毒を徹底する。
- ③ ショートステイ利用中にも、朝・夕と1日2回の体温測定を実施、体調の把握、確認を行う。
- ④ 手洗い・うがいの励行、食事前の手指消毒の徹底を図る。
- ⑤ 各居室の空気清浄機を活用し、換気・加湿の徹底を図る。

2 《短期入所生活介護計画、及び介護予防短期入所生活介護計画の策定》

短期入所の利用期間が4日以上の場合、居宅介護支援事業所から提出される居宅サービス計画書の内容、ご利用者の日常生活全般の状況及び、希望を踏まえて、「短期入所生活介護計画」または「介護予防短期入所生活介護計画」を作成する。

運営方針

【 介 護 】

1 《食事面》

毎日の食事は、栄養を身体に取り入れることで健康維持に繋げる目的である以前に、生活している中で一番の楽しみな時間でもある。その食事を楽しい雰囲気の中でおいしく食べていただき、ご利用者が可能な限り「口から食べる能力を持ち続ける」大切さを職員は受け止め、食事を支援する。

- (1) ご利用者の希望や個々の嚥下力、咀嚼力に適した食事形態（常食、刻み食、ソフト食、ミキサー食）での提供を行うと共に、ご利用者の食事摂取の状況と食事量の変化に注意する。
- (2) ご利用者に適した食事介助を行うため、身体状況の変化、摂取動作、嚥下機能を把握・考慮することで経口からの食事摂取の継続を図る。特に食事摂取量の変化、食思の低下が認められるご利用者に対しては、多職種共同で検討し支援する。また、誤嚥や異食などの事故が発生しないよう、職員は安全を図りつつ、きめ細かな配慮・心遣いを行う。
- (3) ご利用者の自立度に合わせた支援を基本とし、ゆったりと和やかな環境の中で食事を提供できるように、BGMとなる音楽、食堂の照明に配慮し、テーブルの配置や座席の検討を適宜行うことで、ご利用者同士が交流できるような環境とする。BGMについては、季節やご利用者の年代に合わせた音楽を提供すると共に、ご利用者からもリクエストを募り、食事の場面でのBGMに活用する。
- (4) 食べる楽しみの機会を多く提供できるように、「バイキング食」「選択食」「季節に合わせた行事食」「季節のデザート」について継続する。
- (5) 每食前には、手指の洗浄もしくは手指消毒を行うことで、清潔な手指の状態で食事を摂取していただく。
- (6) 每食後は、ご利用者個々に適した口腔ケアを行うことで、口腔内の清

潔を保持する。

- (7) 感染対策として、介助中は常に手袋を装着、唾液付着時など汚染の時や、介助するご利用者が変わる際には、手袋の交換やアルコールでの消毒を行い、接触による感染防止に取り組む。

【食事提供時間】

・朝 食	8時00分	～	9時00分
・昼 食	11時30分	～	12時30分
・夕 食	17時30分	～	18時30分

2 《排泄面》

ご利用者の心身の状況に応じ、適切な方法での排泄に取り組むことを目的とする。

- (1) 個々の身体機能に適した排泄介助を提供する。
- (2) トイレ誘導・介助については、些細なサインにも気付く観察眼を持ち、速やかなトイレ介助を行う。また、付き添いで歩行が可能なご利用者にはトイレ誘導時に歩行を支援し、筋力維持に取り組む。
- (3) 排泄介助の際には、ご利用者の事故防止などの安全面への配慮と共に職員の腰痛予防の観点から、2人介助を基本とし、排泄介助では、陰部洗浄を十分に行い、皮膚炎や尿路感染の予防に取り組む。
- (4) 褥瘡予防として、体位変換及び栄養量の確保などに取り組むと共に、臀部周囲の排泄物による不快感、オムツ内などの「蒸れ」による皮膚の「かぶれ」や「ただれ」への対応として、陰部洗浄後は、乾清拭（使い捨てシート）を使用することで、「蒸れ」のない皮膚状態とする。
ご利用者個々の身体状況に合わせた図入りの体位変換表を作成することで、必要な体位変換時のポジショニングを職員が共有し、実施することで褥瘡の発生に繋がらないよう褥瘡予防に取り組む。
- (5) ご利用者が快適にトイレを使用できるように、トイレ内の清潔を保つと共に臭気にも配慮する。また、排泄はもっともプライバシーに関わる行為でもあることから、ご利用者の羞恥心や不安感に対して理解・配慮し、尊厳に考慮した支援に取り組む。

- (6) 感染予防対策として、ワンケア毎の手袋の交換とアルコールでの消毒に努め、清拭の際には、（乾・湿共に）使い捨てのシートを使用する。
- (7) オムツ類の性能の向上や、ご利用者の排泄パターン、排尿量を考え、オムツ交換に関する回数の見直しを図る。
- (8) 排泄介助の手技を統一するため、適宜、研修会を開催し職員の技術向上に取り組む。必要に応じて専門講師の手技・講義により、ご利用者に快適な排泄介助を提供する。

3 《入浴面》

入浴は、身体の清潔保持の他、血行促進・爽快感・安眠といった効果を得られる機会でもあるため、入浴時には、可能な限りご利用者に安楽な時間を過ごしていただけるよう入浴方法に配慮した支援を提供する。

- (1) ご利用者個々の身体機能・状況、自立支援に応じて「個浴」「中間浴」「特殊浴」の3種類から入浴を提供する。
- (2) 季節を感じていただける入浴として、「菖蒲湯（5月）、ゆず湯（1月）、みかん湯（1月）」を提供する。
- (3) 入浴の実施にあたっては、ご利用者の状態を確認し、看護員によるバイタル測定の結果を得て、入浴の可否を判断する。入浴の実施が困難なご利用者に対しては、全身清拭や衣類の更衣を行い、皮膚の清潔保持に配慮する。入浴の際には、ご利用者の全身の皮膚状態を確認する。
- (4) 入浴の際には、皮膚状態に配慮した洗身を心掛ける。その際には、両脇や指間（手・足）、手の平、足裏、鼠径部なども丁寧に洗身する。また、身体にボディーソープの流れ残しなどが無いよう注意する。入浴後には、身体は勿論、指間（手・足）、手の平に残る水気もタオルで吸収し、保湿剤などで皮膚の乾燥予防を図る。
- (5) 排泄面と同様に、ご利用者のプライバシーに十分配慮し、尊厳を考慮した支援に取り組む。入浴介助を行う際には、マニュアルに沿った適切な方法と手法で行う。
- (6) 入浴環境については、浴室や脱衣室は、常に清潔を保持し、入浴中には、室温や湯温、入浴時間にも細心の注意を払い、安全で快適な入浴を

提供する。

(7) レジオネラ属菌などの予防対策として、年1回の定期点検の他、入浴前、入浴中、入浴後に浴槽水の残留塩素値を測定し残留塩素チェック表を用いて管理することで一定基準に保ち感染症の発生を予防する。

(8) 浴室内で機械浴の取り扱い方法を再確認すると共に、他施設で発生した入浴事故の事例、入浴時におけるヒヤリ・ハット報告を検討する内部研修を実施することで、入浴時の事故防止に繋げる。

入浴時に発生したヒヤリハット(インシデント含む)は、職員で情報共有し、再発防止やリスク軽減を図る。新入職員については、入職後、速やかに研修を実施し知識・技術向上に取り組む。

また、入浴の場は重大な事故が発生する危険性があることから、短時間であっても、職員がご利用者から目を離さない。

(9) 感染症対策として、ご利用者との長時間の接触を減らす目的から、分業体制で介助にあたる。浴室内の換気を短時間で数回行い、浴室のマッレスは使用後に洗浄と消毒を徹底する。

また、普段の入浴後に行う浴室清掃、機器洗浄の他に、定期的な脱衣場・浴室内全体の清掃、入浴機器の、日常の清掃では行えない部分の洗浄・機器点検を行い、清潔保持に努める。

【入浴日】

・個浴	毎週 月・金曜日	/ PM
・中間浴	毎週 月・火・木・金曜日	/ PM
・特殊浴	毎週 月～土曜日	/ AM
〃	毎週 水・土曜日	/ PM

4 《季節の行事・レクリエーション活動》

(1) 月毎に季節を感じて頂ける行事「初詣、お花見ドライブ、納涼祭り、花火大会、敬老会、クリスマス・忘年会」の他、毎月の定例行事として「バイキング昼食会、誕生会」を企画し実施する。

(2) 「外食会（デリバリー）、公園散歩、屋外喫茶」といった外出の機会を多くつくることで、ご利用者に社会性の保持、心身のリフレッシュ効

果を提供する。感染状況によっては、「買い物会、お花見、外食会、植物園などの外出」も検討し実施する。

- (3) 各種行事・レクリエーションを通じて、ご利用者に「ご利用者間の結びつき・ふれあい」「楽しさ」を持って頂き、日常生活における活性化にも繋げる。
- (4) 外部ボランティア（生花、歌や頭の体操など）の受け入れを積極的に行うことで、地域に開かれた施設であると共に、それらの交流により、ご利用者の社会性の保持に繋げる。
- (5) 居室担当者が中心となり、ご利用者とコミュニケーションを形成していく中で、ご利用者個々の趣味・嗜好や特技を汲み取り、個別的なレクリエーションに取り組む。
- (6) ご利用者一人ひとりが、生きがいを持って生活ができるよう、入所前の生活状況を把握し個別支援を提供する。
- (7) 「歌の会」を実施し、ご利用者同士のコミュニケーションの活発化や、生活の質の向上を図れるよう努める。
- (8) 1日の中で、ご利用者全体で体操を実施することで、身体の可動域の維持、身体を動かすことによる心身の安定を図る。また、ご利用者個々の身体状況に合わせた立位・歩行練習を実施することで、ADL の維持・向上に取り組む。
- (9) 毎週日曜日には、食堂中央のスクリーンを利用し、上映会と喫茶会を実施する。ご利用者の年代に合わせた歌や映画を上映し、懐かしさを感じて頂くと共に、ご利用者から観覧したい歌や映画を募り、上映会を行う。

5 《起床時の対応》

清潔保持と生活リズムを構築することを目的とし、洗面・日常着への更衣・整容（寝癖直し、着衣の乱れ、髭剃りなど）に対し必要な支援を提供する。

6 《就寝時の対応》

就寝時には、パジャマやスウェットなどの身体にゆとりのある衣類に更

衣頂くことで安眠の確保に繋げる。起床時同様に生活リズムを構築することも目的とする。また、義歯を使用されているご利用者の義歯を夜間お預かりし、義歯洗浄剤において適宜洗浄する。

7 《清潔保持》

洗面、整容、整髪の他、目やに、口腔周囲の食物汚染に対する清潔保持に努める。また、ご利用者の手指や車椅子周囲の汚染、着衣の状況を確認し、適宜、手指清拭や車椅子清掃や更衣に取り組む。

8 《移動・移乗介助》

- (1) ご利用者の安静度や運動の状況、痛み、障害、疾病の状況、心理面などを考慮し対応する。
- (2) 状況に適した方法、速度、観察を用いて安全に安楽に実施する。
- (3) 事故防止などの安全面への配慮に努め、スライボードや背部タオルを移乗介助時に活用し、職員2人での介助を基本とすることで、安全の確保と共に職員の腰痛予防を図る。
- (4) 移乗介助については、適宜、研修などを通して職員一人ひとりの介護技術の向上を目指す。

9 《体位変換》

- (1) ご自身で体位変換ができないご利用者には、隨時（オムツ交換、巡回などの訪室時）の体位変換を行う。また、体位変換用のクッション類、エアーマットなどを活用し褥瘡予防に取り組む。
- (2) 拘縮予防として、ご利用者の可動域の運動も兼ねて体位変換に取り組む。オムツ交換や移乗時には、関節可動域を考慮しつつ、腕や膝の屈伸・屈曲を行う。臥床後には、膝から踵に体位変換用のクッションを設置し、拘縮予防に取り組む。
- (3) 栄養状態の低下が顕著であり褥瘡リスクが高いご利用者には、自動体交機能を有するエアーマットを活用することで、褥瘡予防に取り組む。
- (4) 体位変換時にはご利用者個々の身体状況に応じて好発部位を意識したポジショニングを考える。また、職員が統一した視点で褥瘡予防に努め

ることができるよう、体位変換モデル図を作成する。

1 0 «ナースコールへの対応»

- (1) ナースコールに対して、インカムを併せて活用することで速やかに訪室対応できる体制とする。
- (2) 「ただ今、お伺いします。」とお伝えすることで安心感を提供し、速やかな訪室対応とする。

1 1 «環境整備»

- (1) ベッドメイク（週1回以上）、居室内、トイレなどの清掃（毎日）、私物管理、空調管理、換気、採光を行う。
- (2) 居室内環境に関しては、居室担当者が中心に取り組む。
- (3) 「ほうき」「ちりとり」「ベッドブラシ」「粘着カーペットクリーナー」を各居室に設置し、ベッド周囲の埃や皮膚の落屑などの清掃、衛生管理に取り組む。
- (4) 各介護員室、会議室などに設置されている掃除機を活用。また、常に施設内の清掃・整理整頓を意識し行動することで、ご利用者の居室や各介護員室などを清潔に保つ。

1 2 «介護事故の防止»

ご利用者は、事故などに自ら対応する能力の点で弱い立場にあり、一旦ことが起これば生命の問題にも直面してしまう。普段から「どの様な事故などが起こるのか」を見定め、「どう対応すべきか」を前もって把握することで、事故などが発生してしまった際に、適切且つ、迅速な対応が図れるように取り組む。

- (1) 事故を防止する上で危険を予測すること、事故後の再発防止対策を的確に行う。
- (2) 日常の介護の中でご利用者の身体・精神状態などを把握し、施設内及び、ご利用者のその時々の状況や情報を適宜、インカムを通じて職員へ周知することで、事故リスクを考えた環境を提供する。
- (3) 心・体・環境の3つの視点からご利用者を観察し、事前に危険を予測

して防ぐ危険予測の意識を高める。

- (4) 事故やヒヤリ・ハットの状況を確認した際には、ご利用者への対応後、速やかに「ヒヤリ・ハット報告書」、または「事故報告書」を提出する。提出された報告書は、危機管理検討委員会において原因の究明、再発防止の検討を行うと共に、その内容を職員に周知し、再発防止に取り組む。
- (5) 施設内環境からの事故リスクを考える「環境面でのヒヤリ・ハット報告書」を作成。職員の危険予測に関する視野を広げると同時に、その情報を作成することで、人的被害に及ぶ危険の防止に取り組む。
- (6) ご利用者が歩行時に使用する手すりに障害となるものがないよう、施錠の必要な箇所の施錠など、安心・安全な環境づくりに取り組む。
- (7) ワイズマン（介護ソフト）の使用により、ヒヤリ・ハット状況を容易に集計できる機能を活かし、発生時間、発生場所、対象者など集計。考察と対策から予防策を立てる。

1.3 《生産性の向上、介護ロボット》

- (1) 眠り SCAN を活用し、経過観察の必要性が高いご利用者の一般状態、身体状況の変化を速やかに把握し対処するために活用する。
- (2) インカムを使用することで、ご利用者の状況の発信、業務の進捗状況、ご利用者対応における応援要請などに役立てることで業務の負担軽減や時間短縮に繋げる。
- (3) 業務の効率化と介護の質の向上を目的とした「生産性の向上」について生産性向上委員会を新設し取り組む。業務の簡潔化・見直しによる業務改善、介護ロボットの活用を通じ、業務の効率化、及び介護職員の業務負担の軽減を図る。これらにより浮いた労力をご利用者に対する介護の質の向上に繋げる。

1.4 《徘徊者への対応》

- (1) 常に徘徊や離園の可能性のあるご利用者については、所在確認チェックリストを基に定時、随時、所在確認を行う。万一施設外へ出てしまわれた場合には、「無断外出搜索要領」に基づき職員による搜索と関係機

関への連絡及び、協力を速やかに行う。

- (2) 施錠する必要がある場所、窓・扉類の施錠対応の他、各居室のサッシに関しては必要以上に開くことが無いように確認する。

1 5 «機能訓練»

毎週月～金曜日の午前中に立位・歩行練習を実施。平行棒を使い、立位・歩行練習を行うことで、ご利用者の下肢筋力の維持向上に努めいく。

1 6 «社会的活動»

- (1) 地域に開かれた草加園として、近隣の幼稚園、小・中学校との定期的な交流や体験学習の受入れを行う。
- (2) 地元の町内会である苗塚町会主催の夏祭りの他、地域行事などへ参加することで地域との交流を図る。
- (3) ボランティア（個人・団体）の受入れなどを積極的に行うことで、地域に根差した開かれた施設として理解いただけるよう取り組む。

1 7 «消火・避難訓練»

年2回以上の消火・避難訓練（日中、夜間を想定）、業務継続計画に伴う訓練を実施することで、職員防災意識の強化とご利用者の安全確保に取り組む。

1 8 «看取り介護»

ご利用者・ご家族と関係性を深める中で意向を確認しつつ、看取り期に近づいた際には、医師を含めた連携を図る。ご利用者・ご家族の意向は、その時々で変化するものと捉え、その都度、気持ちに寄り添い支援に取り組むことで、草加園にて最期まで、穏やかに過ごしていただく。

- (1) 看取り介護に関する指針に沿い、各専門職の役割を明確化し、かつ協働することで、看取り体制の提供強化を図る。
- (2) ご利用者・ご家族の意向も確認し、看取りに関するケアプランを適宜（1／月以上）作成する。

(3) 看取り介護後の振り返りを行う事で、次の看取り介護に活かせるよう
に取り組む。

1 9 «情報の開示»

介護サービス記録については、ご利用者または、ご家族からの要望があ
れば、それを開示する。

2 0 «ホームページの活用»

草加園の理念や施設としての特徴、行事などの写真やその様子を通じた
雰囲気などをホームページ上で公開することにより、広く多くの方に周知
いただけるように取り組む。

2 1 «BCP 訓練»

年2回以上のBCP（自然災害・感染症）の訓練を実施することで、基本
行動、知識を習得し、発生時の迅速な対応・行動に繋げる。

【 各種相談・研修・会議など 】

1 『入所について』

- (1) 入所については、埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針により、待機者判定と共に待機者名簿を作成し、退所者が生じた際には、速やかに新規入所の受入れを行っていく。
- (2) 入所申込みをされた方へは、初回の入所検討委員会での結果を郵送にて通知する。
- (3) 入所待機者に対して、入所についての意向やご本人の現況について定期的に電話などにより確認・把握を行う。申込時などと現況に変化がある場合は、その申込内容について変更の申し出を受ける事により、再度、入所検討委員会にて判定する。
- (4) 入所の必要性の高い方が円滑に優先入所できるよう配慮するとともに、可能な限り定員数を満たす体制を維持するように取り組む。
- (5) 市内特養 6 施設間で、待機者情報の一部を共有することで待機者数の明確な把握に努める。

2 『精神ケア』

- (1) ご利用者の持つ個々の悩み、訴え、希望については適時適切な場所で受容する姿勢で対応する。
- (2) 尊敬の念を忘れずに、思いやりや愛情を持ち、言葉遣いや姿勢には十分注意する。これについては、全職員が日頃より意識し実践する。なお、各種相談などの担当者は以下のとおりとする。

①健康上の相談	医師、看護員
②介護上の相談	生活相談員、介護支援専門員、介護員
③食事・栄養上の相談	栄養士
④その他の相談	生活相談員
⑤要望・苦情相談窓口	生活相談員
⑥苦情解決責任者	施設長

3 《苦情・要望の受付》

- (1) ご利用者やご家族などからの苦情の適切な解決に努め、ご利用者個人の権利を擁護すると共に、サービスを適切に利用することができるよう支援する。
- (2) 苦情受付に関する研修にも積極的に参加し、些細な苦情等も、施設サービスの向上を図る上で重要な情報になるとの認識に立ち、その内容を踏まえ施設サービス向上への取り組みとする。なお、苦情に関する担当者は以下のとおりとする。

①苦情受付担当者	生活相談員
②苦情解決責任者	施設長
③第三者委員	当法人 監事、及び評議員

- (3) 苦情を受けた場合、苦情受付担当者は、苦情の内容、苦情申し出人の希望、第三者委員への報告の要否など確認し、速やかに苦情受付書を作成する。
- (4) 解決、改善までの経過と結果について記録し、苦情解決結果報告書も併せて作成する。苦情解決結果について、個人情報に関するものを除き、事業報告書に記載することにより公表する。

4 《権利擁護》

- (1) ご利用者の権利擁護（資産管理、法律問題、人権問題など）のため、成年後見人制度や福祉権利擁護事業について、ご利用者、ご家族、代理人に対して情報提供を行っていく。
- (2) 成年後見人に関する資料、権利擁護センターによる法律相談のパンフレットの提供を行う。

5 《個人情報の保護》

- (1) 職員は、ご利用者及びご家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」を遵守し適切な取扱いに努め、介護サービスを提供する上で知り得た個人情報を正当な理由なく外部（第三者）に漏洩させない。
- (2) 入職時及び、定期的に資質向上を図るため研修を実施する。

6 《身体拘束の適正化》

- (1) ご利用者的人権を尊重し、身体拘束ゼロを目指して様々な角度から検証を重ねる。
- (2) 身体拘束に代わる方法を十分に検討した上で、やむを得ず、身体拘束を行う場合は、ご家族へ心身の状況などを説明し、同意を得た上で実施をする。
- (3) 身体拘束適正化検討委員会を2ヵ月に1回は開催し、拘束時間の短縮、拘束範囲の縮小、最終的には拘束をしないことを目標に検討を進めること。

【身体拘束の適正化のために】

- ①施設長が決意し、施設一丸となって取り組む。
 - ②皆で議論し、共通の意識を持つ。
 - ③まず、身体拘束を必要としない状態の実現を目指す。
 - ④事故のおきない環境を整備し、柔軟な態勢を確保する。
 - ⑤常に代替的な方法を考え、身体拘束をする場合は極めて限定的にする。
- 以上、5つの方針を確かなものにし、身体拘束の適正化に取り組む。

- (4) スピーチロック（言葉による拘束）について積極的に取り組む。
- (5) 日頃からの言葉遣いが、不適切なものとならないように注意し、適宜、申し送りの場や研修などにて周知徹底する。

7 《虐待防止》

- (1) 虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもとご利用者の尊厳の保持・人格の尊重に対する配慮を常に心掛ける。
- (2) 日頃からの言葉使いが不適切なものとならないよう、スピーチロック（言葉による拘束）についても積極的に取り組む。
- (3) 虐待防止検討委員会を2ヶ月に1回開催し、虐待の防止、早期発見に加え、再発防止策について検討する。また、研修会を開催し、虐待防止についての理解を深め知識向上を図る。

8 《研修》

- (1) 職員の資質と職務能力を高め、ご利用者に対するサービス向上を図るために、県老施協や県社協、県南特養ホーム相談員研修会、草加市特別養護老人ホーム情報交換会などに参加する。
- (2) 研修計画表をもとに内部研修を月に1回以上開催し、職員の資質や知識向上に取り組む。感染症などの発生状況を確認しつつ、その状況により研修を自己学習とする。
- (3) e-ラーニング講義配信サービスへの登録により、職員個々に個人コードを割り当てていることから、職員は、介護や看護に必要な科目的講義動画をいつでも視聴することができる状況にある。自己研修の機会として活用を促す。
- (4) 新人職員に対し研修計画表を基に、研修を実施し資質や知識向上に取り組む。また、介護に直接携わる職員で無資格者については、認知症介護基礎研修の受講をサポートする。
- (5) 介護職員が一定水準の技術を備え、質の良いサービスを提供できるよう介護技術向上研修を定期的に開催する。
- (6) 介護技術向上の一環として、食事・入浴・排泄・移乗介助といった直接介助に関する研修を隔月で実施する。

【令和7年度 研修予定】

- | | | |
|---|------|--------------------------------|
| ①感染症 | 年 2回 | 食中毒の予防、各種感染症対策 |
| ②事故防止 | 年 3回 | 事故防止対策
(入浴機器の取扱い、服薬介助含む) |
| ③褥瘡対策 | 年 1回 | 褥瘡予防、褥瘡に関する知識 |
| ④虐待防止 | 年 2回 | 虐待防止に関する知識 |
| ⑤身体拘束 | 年 2回 | 身体拘束に関する知識
(具体的な行為、スピーチロック) |
| ⑥認知症 | 年 1回 | 認知症に関する知識 |
| ⑦口腔衛生 | 年 2回 | 口腔衛生に関する知識・技法 |
| 他、BCP、オンコール対応、ターミナルケア、
外部講師による研修などを適宜実施。 | | |

【令和7年度 介護技術研修予定】

- ①倫理・法令遵守
- ②レクリエーションに関する実践
- ③介護技術向上研修（食事・入浴・排泄・移乗など、
その時の状況課題を研修に取り入れる。）

9 《会議、委員会の開催》

医師、施設長、生活相談員、介護支援専門員、栄養士、看護員、介護員などの各職種の連携を図ることを目的に、会議・委員会を開催する。

【令和7年度 会議・委員会活動】

- ・危機管理検討委員会 (毎月及び、事故発生時)
- ・褥瘡対策委員会 (2ヶ月に1度、主治医の訪問時)
- ・入所検討委員会 (毎月)
- ・身体拘束適正化検討委員会 (2ヶ月に1度)
- ・虐待防止検討委員会 (2ヶ月に1度)
- ・衛生委員会 (毎月)
- ・感染症対策委員会 (2ヶ月に1度)
- ・カンファレンス (毎週木曜日)
- ・職員会議 (毎月25日)
- ・給食委員会 (3ヶ月に1度)
- ・レクリエーション委員会 (毎月)
- ・処遇委員会 (毎月)
- ・生産性向上委員会 (新設) (3ヶ月に1度)
- (・喀痰吸引安全委員会については、必要時に適宜開催)

10 《実習生などの受入れ》

社会福祉士、介護福祉士、看護師、介護支援専門員、教員免許、教職員5年経験者研修（社会貢献活動）などの関係機関と連携を取り、可能な限り受入れを行う。

【 ケアマネジメント 】

ご利用者が、安心、安全に日常生活を送れるように、ご利用者やご家族の意向に寄り添いながら、必要な介護サービスの提供がされるよう支援いたします。

施設サービス計画書に基づいた介護サービスが継続的に提供されるよう多職種と情報を共有し、連携を図ります。

『施設サービス計画書（ケアプラン）の策定』

- (1) ご利用者個々のケアプランを多職種の職員が集まるカンファレンスにおいて適切にアセスメント、施設介護サービス計画書を策定し実践していく。また3ヶ月毎に評価し、カンファレンスにおいて適宜、見直しを図りながら介護サービスを提供する。
- (2) 心身の状態が大きく変化した時や、緊急に解決すべき課題が発生した時は、臨時にカンファレンスを開催する。
- (3) 施設サービス計画書については、ご利用者またはご家族へ説明し、同意を得た後、署名・捺印をいただく。ご利用者、及びご家族とも面会時や行事などの機会を通じ、積極的な関わりを持ち、意向や思いをケアプランに反映し、速やかな支援に繋がるよう働きかけを行っていく。
- (4) カンファレンスは、毎週木曜日の午前に開催する。また、課題分析は、介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行わず、課題を客観的に抽出するため、多職種と情報共有を行い協同していく。
- (5) 介護保険に基づいた栄養マネジメントとの整合性を踏まえた施設サービス計画書を策定する。食事サービス状況を総合的に把握し、より良い食事提供ができるように工夫していく。
- (6) ご利用者の口腔の健康維持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、個々の状態に応じた口腔衛生を計画的に実施できるよう協働していく。また、協力歯科機関との連携を図り、ご利用者の摂食嚥下機能の維持、低栄養と肺炎の予防を図る。

【 看 護 】

- (1) 日々の状態観察と病状悪化の早期発見に努め、病状悪化が認められた場合は、速やかに医療機関に相談・報告し、指示を仰ぐ。
- (2) 医療機関への受診が必要な場合は、医療機関まで付添いし、医師へ病状などの説明を的確に行う。また、必要に応じて、ご家族への受診の同行を依頼する。なお、協力医療機関は、大城クリニック、レン・ファミリークリニック、重松歯科医院とする。但し、必要に応じ、専門医のいる医療機関への受診とする。
- (3) 緊急時の対応については、マニュアルに沿い適切に対応する。
- (4) 回診時及び、必要に応じて日々の健康状態を的確に医師に伝える。
- (5) 体重測定を年6回実施する。
- (6) 日々の健康に係る記録をタブレット、PCを用いて整備する。
- (7) 医薬品などの管理を適切に行い事故防止に取り組む。また、服薬管理責任者を常勤の看護職員とする。
- (8) 緊急時の対応が的確かつ敏速にできるよう施設内研修を行う。
- (9) 定期健康診断を年1回以上実施する。
- (10) 施設内感染予防を実施。感染予防器具の充実をすすめると同時に、その他の必要物品の充実を図る。介護・看護職員は、アルコール消毒液、ハンドソープを携帯することで、自身やご利用者へ必要時に速やかに使用できる状況とし、感染予防に取り組む。
- (11) インフルエンザ、O-157、MRSA、ノロウイルス、疥癬などの感染症について、感染予防マニュアルに添った対応を医師、看護職員が中心となり対応する。インフルエンザの予防接種は、草加市保健センターと連携し医師の指示のもと、ご利用者またはご家族の同意を得た上で10月から12月にかけて接種を行う。肺炎球菌ワクチンは、医師の指示のもと希望されるご利用者に対して5年に1度の接種を行う。
- (12) 新型コロナウイルス感染症について、罹患した場合、ご利用者は重症化のリスクが高く集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じる恐れがあることに留意し、新型コロナウイルス感染症予防マニュアルに沿って感染拡大防止に取り組む。新型コロナウイルスの予防接種については、

適宜、草加市との連携のもと、ご利用者または、ご家族の同意を得た上で接種を行う。

- (13) 看取り介護について、希望がある時には援助を行いご利用者やご家族に適切な対応をする。

【 栄 養 】

毎日の食事を楽しく、美味しく、安全に食べて頂けるよう、味や香り、温かさや冷たさ、料理の盛り付けなどに気を配りバランスのとれた食事を提供していく。また、より良い食事環境を提供できるよう、多種職と連携を図り情報の共有に取り組む。

【令和7年度 活動予定】

- ・バイキング食、誕生日会食、選択食（朝食：月2回、夕食：月1回）。
- ・毎月、季節に応じた行事食を提供する。
- ・年3回、郷土料理を提供する。

1 《栄養所要量の設定》

ご利用者の年齢、生活活動強度などを年1回調査し、その結果により荷重平均栄養所要量を算出する。

【1日の栄養所要量】

食形態	エネルギー (kcal)	蛋白質 (g)	脂質 (g)
常食	1, 500	60	40
全粥	1, 300～1, 500	50～60	40
ソフト食	1, 300	50～60	35～40
ミキサー食	1, 200	45～50	30～40

(1) 「水分」

水分不足による疾病を防ぐため、食事やおやつ、定時水分補給の機会で水分が補給できるようにする。

(2) 「その他」

疾病などで特定の栄養素の加減が必要な場合は、その個人に合わせて所要量を設定し、主食や捕食で対応する。（場合により別献立）

2 《献立作成と調理上の留意点》

荷重平均栄養所要量を基に施設独自の食品構成を作成し、これに基づいて献立作成を行う。

(1) 献立作成

食習慣、嗜好、生活状態、健康状態を十分に考慮した上で献立を作成する。1日30品目を目標にバランスの良い献立にする。

- ① 機能低下による障害に応じて、適正な栄養を摂取できるよう献立を配慮する。
- ② 流動食は別献立とする。
- ③ 旬の食材を用いて献立に季節感をもたせる。
- ④ 種々の料理を取り入れて献立に変化をつける。
- ⑤ 行事毎にあった献立を作成する。
- ⑥ 「バイキング食」を取り入れて嗜好を満たせるようにする。
- ⑦ 選択して食べる楽しみの機会として「選択食」を取り入れる。
- ⑧ 嗜好調査を年2回実施し、結果を献立に反映していく。

(2) 食品の選択

- ① 食事摂取量の減少を考慮し、食品の質に留意する。
- ② 消化吸収の良い食材を選択するようにする。

(3) 調理上の留意点

- ① 各個人に合わせて食べたい物を食べやすい形に調理するため、調理形態を複数化する。
- ② ビフィズス菌発酵乳などの飲用による便秘の改善を図る。
- ③ 塩分過多にならないよう味付けを工夫する。
- ④ 目と舌と両方で味わえる調理をする。
- ⑤ ご利用者の身になり心を込めて調理する。

3 《厨房内における安全性と食品衛生の確保》

厨房内は常に整理整頓、清潔を心掛け、安全な作業と食事の提供に取り組む。

(1) 安全性の確保

- ① 厨房内の危険因子を検討し改善出来るものは改善する。
- ② 調理器具の使い方を正確に習得し安全に正しく使用する。
- ③ 常に整理整頓し清掃に心掛け怪我のないよう注意する。

④ 廉房に入ったら気を引き締めて作業にあたる。

(2) 食品衛生の留意点

① 食品の鮮度と温度管理を徹底する。

② 調理員からの感染を防ぐために、細菌検査・消毒・手袋・マスクの着用を徹底する。

③ 廉房器具を清潔に保つ。

④ 毎日、調理員の健康と衛生のチェックを徹底する。

⑤ 食品衛生の知識を身に着け、絶対に食中毒が発生しないように細心の注意を図る。

4 《感染症についての対策》

厨房内では、食中毒・感染症の発生を予防する対策を実施する。

① 毎日の調理員の健康と衛生のチェックを徹底する。

発熱、体調不良があった場合は出勤を控える。

② 調理員の徹底した正しい手洗いを実施する。

③ 廉房内の整理整頓・清掃・洗浄・殺菌を習慣とし、常に清潔の保持に取り組む。

④ 調理器具・食器や施設環境の洗浄殺菌を十分に行う。

⑤ 食品に対する十分な洗浄・殺菌と温度管理を徹底する。

⑥ 調理員からの感染を防ぐために細菌検査・消毒・手袋・マスクの着用徹底する。

⑦ 感染症が発生した場合は、マニュアルに従い感染の拡大を防ぐために対応する。

« 週間予定表 »

曜日	午 前	午 後
月	9 : 30 ~ 歌の会 10 : 00 ~ 特殊浴 10 : 30 ~ 散髪 立位・歩行練習	13 : 30 ~ 個浴、中間浴 14 : 00 ~ レクリエーション
火	9 : 30 ~ 歌の会 10 : 00 ~ 特殊浴 10 : 30 ~ 立位・歩行練習	13 : 30 ~ 中間浴 14 : 00 ~ レクリエーション
水	9 : 30 ~ 歌の会 10 : 00 ~ 特殊浴 10 : 30 ~ 立位・歩行練習	13 : 00 ~ 回診 13 : 30 ~ 特殊浴 14 : 00 ~ レクリエーション
木	9 : 30 ~ 歌の会 10 : 00 ~ 特殊浴 10 : 30 ~ カンファレンス 立位・歩行練習 散髪(隔週)	13 : 30 ~ 中間浴 14 : 00 ~ レクリエーション
金	9 : 30 ~ 歌の会 〃 生け花教室 10 : 00 ~ 特殊浴 10 : 30 ~ 立位・歩行練習	13 : 30 ~ 個浴、中間浴 14 : 00 ~ レクリエーション
土	9 : 30 ~ 歌の会 10 : 00 ~ 特殊浴 10 : 30 ~ 立位・歩行練習	13 : 30 ~ 特殊浴 14 : 30 ~ 喫茶会・上映会
日	9 : 30 ~ 歌の会 10 : 30 ~ 立位・歩行練習	14 : 00 ~ レクリエーション

《令和7年度 行事計画》

月	行 事 名	備 考
4月	お花見（月行事）	近隣公園（公園でのお花見）
	外食会（デリバリー）	和食・洋食 飲食店
	屋外喫茶・昼食会	園敷地内
	健康診断	大城クリニックにて実施
5月	健康診断	大城クリニックにて実施
	菖蒲湯	個浴・中間浴・特殊浴にて
	母の日（月行事）	女性ご利用者へお祝い
	外出会	植物園
	外食会（デリバリー）	和食・洋食 飲食店
	屋外喫茶・昼食会	園敷地内
	スイカ、トマトの苗植え	園内の庭にて苗を植える
	ガーデニング	朝顔、ひまわりの種を植える
	公園散歩	苗塚塚前公園
6月	外食会（デリバリー）	和食・洋食 飲食店
	父の日（月行事）	男性ご利用者へお祝い
	あじさい散歩	
	梅ジュース作り	
	屋外喫茶・昼食会	園敷地内
	絵葉書作り	牛乳パックで紙漉き
	ガーデニング	季節に合わせた花を育てる
7月	草加市立小山小学校ふれあい訪問	「七夕」飾り付け
	七夕会（月行事）	
	アニマルセラピー	
	流しそうめん（月行事）	
8月	草加園夏祭り（月行事）	アイスクリーム作り、射的など
	すいか割り大会	
	アイスクリームバイキング	

9月	敬老会（施設・月行事）	長寿者表彰・記念品贈呈など 職員による余興
	外食会（デリバリー）	和食・洋食 飲食店
	外出会（月行事）	買い物（しまむら、ダイソー）
	消火・避難訓練	避難訓練・消火訓練など
10月	外食会	和食・洋食 飲食店
	フルーツバイキング	
	運動会（月行事）	
	花火大会	
	たこ焼き作り	
11月	中学校社会体験事業	ボランティア活動
	焼き芋スイーツ作り（月行事）	
	外食会	和食・洋食 飲食店
12月	クリスマス・忘年会（月行事）	職員演芸、プレゼントなど
	もちつき会	地域との交流 施設駐車場
	ゆず湯	個浴・中間浴・特殊浴にて
1月	初詣・お屠蘇・獅子舞（月行事）	草加神社
	書初め大会	
	みかん湯	個浴・中間浴・特殊浴にて
	アニマルセラピー	
2月	節分会（月行事）	
	お菓子作り	
3月	ひなまつり（月行事）	甘酒の提供
	お花見	近隣公園（公園でのお花見）
	消火・避難訓練	避難訓練・消火訓練など

○毎月、「バイキング昼食会」「選択食」「季節のデザート」「誕生日会」予定

« 介護 業務日課表 »

○早番日課 【基本時間 7：30～16：30（休憩1時間含む）】

7：30	申し送り 日常着更衣、整容、整髪 移乗・移動介助
8：00	朝食配膳、食事介助・見守り 服薬介助 口腔ケア 移乗・移動介助
9：30	排泄介助・体位変換 髭剃り 入浴介助（月曜日～土曜日）
10：00	朝礼、申し送り
10：35	水分補給 排泄介助・体位変換 移乗・移動介助
11：30	昼食配膳、食事介助・見守り
11：45	休憩（1時間）
12：45	口腔ケア 移乗・移動介助 食堂清掃 排泄介助・体位変換
13：00	入浴介助（月曜日～金曜日） 排泄介助・体位変換 (*土曜日は「映画会」の準備)
14：30	おやつ準備及び介助、水分補給
15：15	集団レクリエーション 談話室内にて見守り 各種記録、パソコン入力確認
16：30	勤務終了

○遅番日課 【基本時間 10：00～19：00（休憩1時間含む）】

10：00	朝礼、申し送り
10：30	排泄介助・体位変換 移乗・移動介助 入浴介助 立位・歩行練習
11：20	ラジオ体操
11：30	昼食配膳、食事介助・見守り 口腔ケア 移乗・移動介助 排泄介助
12：45	休憩（45分間）
13：30	入浴介助（月曜日～金曜日） 排泄介助・体位変換 （＊土曜日は「映画会」の準備）
14：30	おやつ準備及び介助、水分補給
15：45	休憩（15分間）
16：00	排泄介助・体位変換
17：20	移乗・移動介助
17：30	夕食配膳、食事介助・見守り 口腔ケア
18：30	移乗・移動介助 就寝介助 食堂清掃 洗濯 各種記録、パソコン入力確認
19：00	勤務終了

○夜勤日課 【16：30～9：30（休憩・仮眠時間含む）】

16：30	申し送り
16：40	排泄介助 移乗・移動介助
17：30	夕食配膳、食事介助・見守り 口腔ケア 移乗・移動介助 就寝介助 水分補給・配茶
19：00	排泄介助・体位変換 投薬、検温（以降、対象者適宜検温）
20：30	休憩
22：00	巡回
22：30	仮眠（早寝）～1：00
0：00	巡回
0：30	排泄介助・体位変換
1：45	仮眠（遅寝）～4：15
3：00	巡回
3：45	排泄介助・体位変換
5：30	休憩
6：00	洗面介助 起床介助
7：00	整容・整髪 移乗・移動、起床介助
7：30	申し送り
8：00	朝食配膳、食事介助・見守り 口腔ケア 移乗・移動介助
9：15	各種記録、パソコン入力確認
9：30	勤務終了

II. 生計困難者相談支援事業所

《生計困難者に対する相談支援事業》

第二種社会福祉事業「生計困難者に対する相談支援事業」を実施する。

1 《事業の目的》

この事業は、社会福祉法人として市民の皆様に目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また、必要な制度、サービスに繋ぐこととする。

そして、生計困難者（生活保護などの既存の制度では対応できない方で、経済的困窮により医療や介護などの必要サービスの利用が阻害されている方）に対して、その費用などの全部、または一部を支援する経済的援助を行う。

2 《地域の生計困難者に対する担当相談員の配置及び総合生活相談活動》

社会貢献事業を実施するために、本会に地域の生計困難者に対する担当相談員を配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に對し、課題解決に取り組む。

3 《経済的援助》

地域の生計困難者に対応する担当相談員は、援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、現物給付を基本とした経済的援助の必要性を判断した場合は、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。

施設長は、地域の生計困難者に対する担当相談員からの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する。

4 《就労支援》

就労や社会参加に課題を抱える方に対して、課題解決のために必要な支

援を行う場を提供する。就労支援を行うにあたり、担当相談員を配置する。

5 《研修会などへの参加》

地域の生計困難者に対する担当相談員は、相談援助技術の向上を目的として、次の各種研修会等に積極的に参加する。

- (1) ブロック別事例検討会議
- (2) 相談員養成研修
- (3) その他、事業実施に必要な研修会など

III. ホームヘルプサービス事業草加園

事業概要

在宅にて生活されている「事業対象者、及び要支援1～要介護5」の方で、ご利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ホームヘルパー（訪問介護員）がご利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの《身体介護》や、掃除・洗濯・買物などの《生活援助》、総合事業として生活機能の維持、及び向上するための介護を居宅サービス計画に基づく、介護支援計画書に沿い提供いたします。

○事業実施地域

* 草加市

* 川口市（安行地区）

○サービス提供日・時間

<サービス提供日> 平日・土曜日・日曜日・祝日

<休業日> 12月31日～1月3日

<サービス提供時間>

* 通常時間帯 8：00～18：00

* 早朝 6：00～8：00

* 夜間 18：00～22：00

* 深夜 22：00～6：00

(早朝・夜間・深夜の時間帯については、相談のうえとなります。)

目標稼働

《訪問介護》 訪問件数 250件／月 (3,000件／年)

訪問時間 190時間／月 (2,280時間／年)

《総合事業》 訪問件数 95件／月 (1,260件／年)

訪問時間 95時間／月 (1,140時間／年)

(1) 訪問介護員1人増員を目指します。

(2) 草加園、他の居宅介護支援事業所への営業活動や、近隣へのチラシ配布による広報活動を行います。

運営方針

【サービス提供の流れ】

(1) アセスメント…対象者のニーズの把握

ご利用者の心身の状況や生活環境の状況を把握し、希望や目標を細かく聞かせていただく。

(2) 介護計画書の作成

居宅サービス計画書（ケアプラン）に基づいて、安心・安楽の快適な自立に向けた在宅生活が継続できるよう支援の計画を作成する。

(3) モニタリング…提供した介護の評価

ご利用者の希望に沿った、より良いサービスが提供できているか、自立に向けた支援になっているか、ご利用者の負担になっていないことはないか、定期的に訪問し、現状の支援を見直す。

【身体介護】

1 《食事》

自立での食事を摂ることが困難な方には、できるだけ残存機能を生かして介助にあたる。温かいものを温かいうちに食べられるよう配慮する。

2 《排泄》

ご利用者の状況に応じ、自立での排泄が可能な方には声掛け、誘導を行う。その際、皮膚の状態の観察、排泄物の確認を行い、身体状況の変化に注意する。おむつ着用のご利用者には、洗浄、乾燥に配慮し皮膚疾患につながらないよう気を配り、快適に過ごしていただけるよう心掛ける。

在宅で継続して生活していくよう、自立につながる援助を心がける。

3 《入浴》

身体の清潔保持、血行促進のためにも、拒否なく自宅での入浴ができるよう、冬場は脱衣所・浴室を温め、夏場は長時間の入浴にならないよう配慮し、自立でできるところは行っていただき、安心して入浴できるよう支援する。入浴時には身体状況に注意し、皮膚疾患などの変化に早く気づけるよう努める。

4 《移動・移乗》

ご利用者の状況に応じて安心・安楽な移動、及び移乗ができるよう声掛け、誘導を行う。できるだけ残存機能を生かせるような支援に努める。

【生活援助】

掃除・洗濯・買い物・薬の受け取りなど、ご利用者が行うには困難な部分を支援する。あくまでも自立支援が目的のため、過剰な支援にならないよう、常にご利用者の支援目標を念頭に置くよう心掛ける。

また、心身の状況に変化が出てきた場合は、支援内容の変更もあり得るため、ご利用者の言動の中から現状を把握できるよう努める。

【総合事業】

生活機能の維持が継続できるよう自立に向け、さらに機能の向上を目指した支援を行う。ご利用者の日常生活が安心・安全に行なうことができるよう、また、現状よりもさらに自立に向かい自信につながるように努める。

【関係機関、関係職種との協力並びに連携】

- (1) 草加市役所、社会福祉協議会、その他サービス実施機関との連携。
- (2) 訪問看護事業所、民生委員との連携。
- (3) 居宅サービス事業所、地域包括センターとの協力並びに連携。

担当者会議・カンファレンスなどで情報交換を行い、連携を強化して困難なケースにおいての対応に努める。

【施設内の連携】

- (1) ショートステイ利用時の様子の把握、在宅での情報提供を行う。
- (2) 情報の共有化

草加園内で重複してサービスを利用される方で、困難なケースについて必要に応じて書面にて在宅での状態を情報提供する。また、在宅介護にもなりうるご利用者の情報提供を受け、ご利用者にとってより良いサービスが提供できるよう努める。

【苦情の受付】

ご利用者やご家族からの苦情の適切な解決に努め、ご利用者個人の権利を擁護すると共に、ご利用者がサービスを適切に利用することができるよう支援する。

苦情を受けた場合、苦情受付担当者は苦情の内容・苦情申し出人の希望・第三者委員へ報告の要否などを確認し、速やかに苦情受付書を作成し、解決、改善までの経過と結果を記録する。

- <苦情受付担当者> 管理者・サービス提供責任者
<苦情解決責任者> 施設長
<第三者委員> 当法人 監事 1名、及び評議員 1名

【個人情報の保護】

ご利用者やご家族の個人情報の取り扱いについては、個人の人権尊重の理念の下に適正に取り扱うものとする。個人情報に関する基本方針を作成し、使用目的以外での使用は禁止する。

職員に対しても、入職時に個人情報保護に関する誓約書に署名・捺印する。

個人情報の書類については、必ずロッカーに鍵を掛けて漏洩・紛失など防止に努める。また、個人情報の入った USB、CDR などは、原則として施設内で使用し、施設外へ持ち出すことを禁止する。

【事故防止】

ご利用者が安心して安全に自宅での生活が継続できるよう、職員の事故に対する総合的な意識改革により事故を未然に防ぐよう努める。

ヒヤリ・ハット報告書の提出により、原因の究明、再発防止の検討を行うとともにその内容を職員に周知し、再発防止に努める。

【会議の開催（ヘルパー定例会議）】

事務連絡、各ご利用者の近況報告や、困難なご利用者の統一的なケアを行うため、また、各訪問介護員が悩みを抱え込まないよう月に1回、又は必要に応じて会議を開催する。

【研修】

職員の資質と職務能力を高め、ご利用者に対するサービス向上を図るために、施設内で行われる内部研修会やリモート研修、ヘルパー定例会時の研修にて職員の資質や知識の向上に努める。

【ホームページの活用】

- (1) 人材確保
- (2) ホームヘルプサービス利用につなげる広報を行う。

【コロナ及びインフルエンザ対策】

- (1) 職員の体調管理の徹底…勤務前の体温毎日測定。
- (2) マスク装着は必須、携帯用手指消毒剤にて、訪問直前と退室直後に手指消毒の徹底。

IV. 居宅介護支援センター草加園

事業概要

居宅介護支援事業では、要支援・要介護状態となった場合においても、その地域の実情に応じて可能な限り、住み慣れた地域で必要な介護サービスが提供できるよう、その有する能力に応じ、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう、介護支援専門員が、その医療・福祉の関係機関との連絡調整を行い、介護サービスが提供されるようとする。

新型コロナ感染に関しては長期に及び、規制も緩和されはいますが、感染者数は多く一向に終息に至ってはいない。精神的にも疲れが出ており、十分な配慮を行うと共に安心して過ごせるよう、快方に向かうことを願い、ご利用者・ご家族が希望に沿い適切なサービスの量、質の提供ができるようとする。

また、地域により地震、災害により不安を抱える事態も少なくありません。安心して在宅生活が継続できるようとする。

- ① 開所日 月曜日～金曜日まで
- ② 開所時間 8時30分～17時30分まで
- ③ 実施地域 草加市全域
- ④ 休業日 土日祝祭日および、12月31日から1月3日まで

運営方針

- ① 運営基準等を遵守して適正な業務運営を行う。
- ② 介護支援専門員としての資質の向上、専門知識・技術の向上を図る。
- ③ 居宅サービス計画書の作成にあたっては、ご利用者の有する能力、生活環境や問題となる要素を明らかにし、できる限り、住み慣れた環境で自立した生活ができるよう、介護者の気持ち、意思にも配慮して計画作成を行う。
- ④ 緊急の依頼にも適切に対応を図り、関係機関との連携を迅速に行う。

1 《受託事業》

(1) 認定調査

各市町村介護保険課より委託され、ご利用者居宅、施設等に訪問し認定調査を行う。

(2) 介護・予防計画作成

要支援等の認定者が、自立支援と重症化予防の視点を持ち、予防効果を発揮され、その地域で過ごせるよう、居宅でも指定を受け予防計画の作成を行います。また、以前同様に各地域包括支援センターと連携の上、計画作成もおこない、要介護の認定者は在宅生活が継続できるよう、介護者の介護負担の軽減が図れるよう、介護計画の作成を行います。

2 《相談および介護認定の申請》

(1) ご利用者、ご家族からの相談には環境、医療、介護、生活面等、面接を通じて把握、ニーズをとらえ居宅支援計画についての説明を行う。

(2) 介護が必要と見込まれ、要介護・要支援が予想される場合には、各市町村窓口に介護認定申請代行、早期にサービスの利用に向け速やかに面談・対応を行う。

常時介護を必要とする者、在宅生活介護困難等で介護や、健康管理が受けられるよう地域密着型・施設等の利用等の説明を行う。

3 《住宅改修、及び福祉用具購入の理由書作成》

(1) 住宅環境を整えることで自立した生活の継続、介護負担の軽減ができるよう住環境専門業者と連携し、理由書の作成、ご利用者宅屋内外の段差の解消、手摺りの取り付け等の設置工事、入浴、トイレ用品等の福祉用具購入申請を行う。

(2) 特殊寝台、車椅子、簡易手摺り等のレンタルの手続き、計画作成を行う。

4 《サービス担当者会議の開催、支援経過の記録》

(1) 居宅サービスの計画書作成にあたり、ご利用者の能力や生活状況に応

じて自立した日常生活の継続ができるよう各専門職との意見交換を行い、適切なサービスが提供できるように検討会議の開催を行う。

- (2) 定期的、また状態の変化時に、適切なサービスの実地、質、量を把握、及び評価することで適正に行われ、生活の質の安定、向上がなされているかの可否、再アセスメント、検討、経過記録を作成する。

5 《居宅支援給付費の請求》

要介護者の請求は埼玉県国民健康保険団体連合会へ給付管理票を提出。委託者は、各地域包括支援センターへ実績報告、計画作成委託料請求書を送付する。

6 《苦情・要望の受付》

- (1) ご利用者、ご家族等からの苦情には適切な解決に努め、ご利用者個人の権利を擁護すると共に、適切なサービスの提供が確保され、サービスの向上を図るうえで、重要な情報になるとの認識と捉え、迅速かつ適切な対応を行う。

(2) 苦情に関する担当者

- | | |
|----------|--------------------|
| ①苦情受付担当者 | 管理者 |
| ②苦情解決責任者 | 施設長 |
| ③第三者委員 | 当法人 監事 1名、及び評議員 1名 |

7 《虐待、身体拘束に対する対応》

心身に害を及ぼす虐待や財産の不当な処分、搾取を発見したとき、身体の行動の自由を制限していないか等、それらの行為を行っている人の意思や惡意の有無に拘わらず、地域包括支援センター、及び市役所介護保険支援係に連絡をし、緊急やむを得ない場合であることの判断のもと慎重かつ必要な処置を講じます。

8 《認知症症状に対する対応》

認知症症状が著しく見られてもその人らしく地域で安心な暮らしが継続できるよう、ご利用者・ご家族が居宅計画サービス、地域密着型サービス

等、市や各地域包括支援センターでは普及活動実地、社会資源の活用、民間サービスの利用に必要な連携や処置を講じます。

9 《研修》

介護保険制度の動向やこの圏域の福祉の情勢を把握し、新しい情報収集に努める。ご利用者が安心して地域で暮らせるよう、自立を促進や、その支援・他職種との連携が行えるよう、自立支援型地域ケア会議に参加、研鑽に努める。

- (1) 公的な研修として埼玉県老施協、埼玉県社協、草加市事業所連絡調整会議、各地域包括支援センター等が開催する集合研修や、オンライン研修、及び施設内部研修に参加する。

10 《会議》

意見交換、及び情報の共有を行うことで、より良いサービスが提供できるように努める。

V. 草加安行地域包括支援センター（草加市受託事業）

事業概要

当センターは、ご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、ご利用者に対し、適切な介護予防サービス計画を作成し、かつ、介護予防サービスの提供が確保されるよう介護予防サービス事業者、関連機関との連絡など必要な調整を行う。

- ① 開所日 月曜日～土曜日
- ② 開所時間 9時00分～17時00分まで
- ③ 実施地域 苗塚町、原町1～3丁目、北谷1～3丁目、北谷町、小山1～2丁目、花栗1～4丁目、松原1丁目～5丁目
- ④ 休業日 日曜日、祝祭日、1月29日～1月3日、及び市長が特別な理由があると認めた日

目標稼働

稼働率100%（年間延利用者数を3,960人）と設定する。また、要支援者の介護予防サービス計画数を330件／月とする。

運営方針

- ① 草加市との業務委託契約により実施する。保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職を配置し、それぞれの専門分野での役割を担い連携して、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、地域包括ケアの提供に向けて運営を行う。
- ② できる限り要介護状態にならないよう介護予防サービスが適切に確保できるようその調整に努める。
- ③ 包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源ネットワークを構築し支援を行う。

1 《介護予防ケアマネジメント業務》

- (1) 生活機能等の低下により要介護状態などになることを予防するため、その心身の状況などに応じて、介護予防事業、日常生活支援総合事業などの適切な事業が実施されるよう必要な援助を行う。
- (2) 要介護、要支援状態に至るリスクの高い高年者 の早期発見の為、各サロンへの参加時や介護予防普及啓発事業開催の際、また、地域包括支援センター窓口などでチェックリストの実施を行う。事業開催時には感染予防を継続し実施していく。
- (3) 住み慣れた地域で安心して生活を続けていくことができるよう、本人ができることは、できる限り本人が行うことを基本としつつ主体的な活動と生活の質を高めることを目指す。アセスメントの実施、具体的な目標を明確にして、ご利用者のニーズを取り入れた介護予防サービス計画書を作成する。ご利用者からの依頼、サービス事業所からの報告・要請に応じ調整を図る。介護予防手帳の活用により、閉じこもり状態や身体機能の低下を防ぐ、自宅内でもできる体操などのチラシも配布していく。
- (4) 介護予防給付による介護保険サービス以外に、生活支援や通所介護のみのご利用者には、地域で活動する様々な主体（シルバー人材センター、松原団地見守りネットワーク、NPO法人）による総合支援事業への移行を含め計画作成の支援を行う。
- (5) 要支援認定か事業対象者になるかの判別をアセスメントにより割り振り、自立を目標とした支援計画を提案し、相談者に合ったサービス利用へ繋げる。自立支援型地域ケア会議の出席、開催により専門職からの意見を取り入れ、自立した生活が取り戻せるよう実施していく。

2 《総合相談・支援業務》

- (1) 草加安行地区の相談者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい暮らしを継続できるようにするために、地域において身近な相談窓口としての役割を果たせるよう、関係機関との連携のもと様々な相談内容について、総合的に相談できる体制を作る。
- (2) 高年者、及びご家族からの相談や地域住民からの連絡を受けた場合、

相談内容に即したサービスや制度に関する情報提供を行うなど相談に応じる。

- (3) 民生委員、町会、自治会などとの連携。支え合い活動の支援や情報共有を図る。また、定期的に会議へ出席し地域の情報を共有できるようにしていく。必要に応じて出前講座の開催をする。
- (4) 家族介護者のつどいの開催、家族介護者を支援するために必要な相談や情報提供を月に1回実施する。

3 《権利擁護業務》

- (1) 成年後見人制度の活用の促進、社会福祉協議会や民生委員との連携、本人の判断能力の状況を確認し、定期的な訪問などにより安全・安心な生活の維持を図る。
- (2) 行政機関、民生委員、介護支援専門員などと連携しながら、高年者虐待の早期発見、未然防止に効果的な普及啓発活動をする。また、緊急性の高い虐待が発生した場合は、草加市の高年者緊急保護事業を活用し、速やかな対応を図る。

4 《包括的・継続的ケアマネジメント支援業務》

- (1) 医療機関、各行政機関、福祉施設、民生委員などとの連携できる地域包括支援ネットワークの構築。積極的に地域に出向き、介護支援専門員や医療機関などを含めた関係機関に対して協力を求め、連絡体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関などとの連携を支援する。
- (2) 各関係機関が開催する各種会合や研修会へ積極的に参加し、高齢者世帯・要介護認定者などの情報を民生委員や介護支援専門員などから情報を得ながら地域の実情や課題を把握する。
- (3) 支援困難事例を抱える介護支援専門員など、不安や悩みを抱える介護支援専門員に対しても連携を密にとりながら個別指導、相談への対応を行う。必要に応じて困難ケース地域ケア会議を開催する。
- (4) 地域ケア会議、支援困難事例を通じて、地域課題の把握、資源開発(地域づくり)、政策形成を行う。
- (5) 個別地域ケア会議については、困難ケースの対応方法や問題解決に向

けて医療、介護などの多職種により課題を明確化する。

- (6) 自立支援型地域ケア会議については、市が開催する自立支援型地域ケア会議に事例を提出するとともに会議に出席。また、市と協働して今後の会議の課題や方法を検討する。
- (7) 課題地域へのサービスの基盤整備、事業化・施策化、国や県への政策提案をする。

【地域ケア会議開催予定】

- 個別地域ケア会議 : 隨時
- 自立支援型地域ケア会議 : 5月、7月、9月、11月
- 地域ケア会議 : 10月、1月

5 《認知症総合支援事業》

- (1) 認知症施策の推進について、早期発見や早期対応ができるよう医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関を繋ぐ連携支援に努める。
- (2) 認知症サポーター養成講座の実施、年に2回以上開催を予定。地域住民や圏域内サービス事業所、自法人などを対象に開催を実施していく。
- (3) 認知症の方や、その家族を支援する相談業務などを行う、認知症地域支援推進員を設置する。

【認知症地域支援推進員連絡会開催予定】

- 5月、7月、9月、11月、1月、3月
- 第2水曜日 9時30分～12時00分
- 草加市役所にて計6回予定

- (4) 在宅医療・介護連携の推進について、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて、関係者間の連携を図る取り組みを実施する。市と情報共有を図りながら、ネットワークを構築し、在宅医療・介護連携に関する会議への参加、又は関係者の出席の仲介、草加市と介護支援専門員連絡協議会との研修会を実施する。

【在宅医療・介護連携】

- 医療・介護連携研修会 6月、10月、2月

(5) 認知症初期集中支援事業について、認知症やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」と「在宅医療サポートセンター」との連携により、早期対応に向けた支援体制を構築する。

6 《介護予防普及啓発事業》

(1) 介護予防に関するパンフレットなどの配布、講座の開催など介護予防、転倒予防の普及啓発を実施する。介護予防手帳を活用し、地域の高年者が自主的に参加し、介護予防に向けた取り組みができるよう開催していく。

【介護予防普及啓発事業実施予定】			
予防教室名	実施月	開催場所	定員
いきいき体操教室	5月	苗塚会館	20名
いきいき体操教室	6月	苗塚会館	20名
いきいき体操教室	7月	苗塚会館	20名
コツコツ貯筋体操	9月	花栗会館	20名
コツコツ貯筋体操	10月	花栗会館	20名
コツコツ貯筋体操	11月	花栗会館	20名
落語会	12月	苗塚会館	30名

7 《チームアプローチ》

(1) ご利用者に対し公正・中立な立場で、社会福祉士は、権利擁護・総合相談。看護師は、介護予防ケアマネジメント・保健医療。主任介護支援専門員は、包括的・継続的ケアマネジメントの専門性を持ち、3職種が連携・協働しながらチームとして実施できるよう、情報の共有や業務の実施体制に配慮する。

(2) ご利用者一人ひとりに係るケアマネジメントの継続的な支援を行う。

8 《緊急対応》

(1) 休日・夜間を含めた地域包括支援センター職員の不在の際に、緊急の相談や、担当ご利用者に急変の連絡があった場合には、併設の特別養護

老人ホームの職員や宿直者に協力を得て、連絡受付票を作成し、各担当の地域包括支援センター職員への連絡をする。連絡を受けた職員は、対象者の状況を把握し、関係機関への連絡などの対応を迅速に行う。

- (2) 虐待の通報については、担当ケアマネージャーのサポート、及び被虐待者の安全確保を図り、状況を確認したのち草加市へ連絡する。

9 《研修》

- (1) 県や市が開催する研修や、各関係機関が実施する会合・研修会への積極的な参加を行う。
- (2) 圏域内事業者交流会において、サービス事業所との連携研修会や民生委員の出席を依頼して実施する。また、当施設内で行われている内部研修会へ参加し、職員のレベルアップを図る。

10 《苦情対応》

- (1) 介護予防支援に関して、又はサービス計画に基づいて提供している各サービスに関して、相談や苦情などがある場合には、苦情受付窓口を設置し対応する。苦情受付から改善までの経過を記録し再発防止に努める。

なお、苦情に関する担当者は、次のとおりとする。

- ①苦情受付担当者 管理者
②第三者委員 当法人 監事1名、及び評議員1名

- (2) 苦情申立者と地域包括支援センター間で苦情が解決できない場合は草加市役所長寿支援課相談支援係へ報告・相談し、指導を受け、解決に向けて努力をする。